



延岡市公告第 58 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 - (2) - ④及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
地下茶山地区（延岡市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 4 年 2 月 15 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
(経営体数)

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
地下茶山	1	2	—	3

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等
将来の経営農地の集約化を目指し、原則、地区内農地の貸借契約は機構を介した権利設定とする。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項
地域の特産品である茶とさつまいもの 6 次産業化を目指し、状況に応じて新規品目への取り組みについて検討する。また、食育や体験学習を通して地域に貢献することで農業振興を図る。